

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	京都土木(株)：京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8-18
停止期間	令和5年7月5日～令和5年11月4日(4か月)
停止措置の理由	上記の者は、審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格要件(実務経験)のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたこと、また同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(本市を含む)に提出し、その入札参加資格を取得したことにより、京都府から建設業法に基づく監督処分(指示処分)を受けた。
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2 8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。 イ 府内工事等における違反 4月

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894

E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp